

# 平成30年第4回常滑市議会定例会 提出議案について

今回の市議会定例会に提出された議案は

報 告	4 件
補 正 予 算 案	10件
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 一 部 改 正	8 件
単 行 議 案	10件

の計33件です。各議案について、その概要を説明いたします。

報告第17号 専決処分の報告について

鬼崎南小学校体育館における人身事故の損害賠償の額及びそれに伴う和解について、専決処分をしたので報告するものであります。

報告第18号 専決処分の報告について

青海公民館における人身事故の損害賠償の額及びそれに伴う和解について、専決処分をしたので報告するものであります。

報告第19号 専決処分の報告について

市営大曾住宅付近における自動車破損事故の損害賠償の額及びそれに伴う和解について、専決処分をしたので報告するものであります。

報告第20号 専決処分の報告について

市道における自動車単独事故の損害賠償の額及びそれに伴う和解について、専決処分をしたので報告するものであります。

議案第57号から議案第66号までは、

平成30年度における常滑市の一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、農業集落家庭排水処理施設特別会計、下水道事業特別会計、常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計、水道事業会計、モーターボート競走事業会計、病院事業会計の補正予算で、補正額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計	23,146,813	868,576	24,015,389
国民健康保険事業特別会計	5,519,067	△5,829	5,513,238
後期高齢者医療特別会計	716,681	824	717,505
介護保険事業特別会計	4,619,027	12,541	4,631,568
農業集落家庭排水処理施設 特 別 会 計	194,996	20,304	215,300
下水道事業特別会計	3,250,171	757	3,250,928
常滑駅周辺土地区画整理 事 業 特 別 会 計	319,232	9,722	328,954

		補正前の額	補正額	補正後の額
水道事業会計	収益的収入	1,703,038	0	1,703,038
	収益的支出	1,500,599	1,546	1,502,145
	資本的収入	152,862	0	152,862
	資本的支出	559,858	1,123	560,981
モーターボート 競走事業会計	収益的収入	30,419,376	8,654,994	39,074,370
	収益的支出	30,277,860	7,754,545	38,032,405
	資本的収入	318,890	0	318,890
	資本的支出	556,351	0	556,351
病院事業会計	収益的収入	6,816,074	0	6,816,074
	収益的支出	7,169,390	8,497	7,177,887
	資本的収入	465,972	0	465,972
	資本的支出	813,359	0	813,359

議案第67号 常滑市あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例の制定について

手話は言語であるという認識のもと、市民一人ひとりが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すため、条例を制定するものであります。

議案第68号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正について  
地方公務員法に基づく職員の分限処分の事由に、勤務実績不良及び適格性欠如を加えるものであります。

議案第69号 常滑市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

国における特定任期付職員の給与改定に準ずるため、所要の改正をするものであります。

議案第70号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第71号 常滑市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第72号 常滑市職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の国家公務員の給与改定に準ずるため、所要の改正をするものであります。

議案第73号 常滑市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市民文化会館の使用に係る料金を使用料として徴収することとしたため、所要の改正をするものであります。

議案第74号 常滑市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

温水プールの使用に係る料金を使用料として徴収することとしたため、所要の改正をするものであります。

議案第75号 常滑市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第76号から議案第84号までは、

公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるもので、管理を行わせる公の施設、指定管理者となる団体及び指定の期間は、次のとおりであります。

管理を行わせる 公の施設	指定管理者 となる団体	指定の期間
常滑市登窯広場及び常滑市廻船問屋瀧田家	株式会社新東通信	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
常滑市観光プラザ	常滑市観光協会	同上
常滑市小脇公園	小鈴谷地区活性化推進協議会	同上
大曾公園及び常滑市グリーンスポーツセンター	岩間造園株式会社	同上
常滑市りんくう海浜緑地	株式会社アド・ライブ	同上
常滑市中央公民館及び常滑市民文化会館	株式会社ケイミック スパブリックビジネス	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
常滑市青海市民センター、常滑市南陵市民センター及び常滑市立図書館	TRC・アクティオ・鹿島建物グループ	同上
常滑市温水プール	コニックス株式会社 ・株式会社スポーツ マックス共同体	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
常滑公園	コニックス株式会社 ・株式会社スポーツ マックス共同体	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第85号 丸山保育園大規模改修工事請負契約の一部を変更する契約について

丸山保育園大規模改修工事において追加工事が必要となるため、請負契約を変更するものであります。